

[事案 2023-139] 責任開始日変更請求

・令和6年5月29日 裁定終了

<事案の概要>

申込書の到着日が異なっていることを理由に、責任開始日の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乗合代理店を通じて契約した終身保険について、責任開始日は、「保険契約の申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時」と定められているところ、令和4年1月12日となっているが、同月3日に申込書を投函したため、同月4日ないしは5日には保険代理店に到着していることから、責任開始日を変更してほしい。

<保険会社の主張>

令和4年1月5日に申込書が届いたという事実はないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。